

所属所	〇〇〇	証番号	〇〇〇〇	氏名	共済 太郎
-----	-----	-----	------	----	-------

【同居の場合】 父母などの認定申請または継続調査の際に使用してください。※赤枠に入力してください。

- ▼ 組合員の年間収入 A 前年の源泉徴収票の支払金額欄の額を入力 *給与年間収入の85%
 A 円 ⇒ 可処分所得 円
 B 前年の確定申告書から経費控除後の不動産、農業収入等を入力
 農業収入は経費控除後の額で50万円を上限とし、残額は農業従事者の収入に加算
 経費は共済組合が認めるものに限る
 B 円 円 **【年間収入】**

- ▼ 被扶養者数 ※ 現在、認定中の被扶養者数を入力(今回の認定申請者は含まない。)
 人

▼ 認定対象者等

※ 父母のいずれか1人を認定申請する場合でも、父母2人の収入額等をそれぞれ入力

- 父または祖父 年齢 歳 年収額 円
 *「0円」のときは「1円」を入力
 障害年金の場合「1」、⇒ 認定基準額 円
 60歳以上で年金を受けていない場合「2」
 ● 母または祖母 年齢 歳 年収額 円
 *「0円」のときは「1円」を入力
 障害年金の場合「1」、⇒ 認定基準額 円
 60歳以上で年金を受けていない場合「2」

	判定	認定限度額	認定対象者等の収入
① 認定限度額	<input type="text" value="○"/>	<input type="text" value="3,060,000"/> 円	<input type="text" value="2,000,000"/> 円

※ 父母2人の場合の認定限度額は、年齢に応じて割り落しがあります。

	判定	組合員の年収×1/2	認定対象者等の収入
② 扶養能力の判定	<input type="text" value="○"/>	<input type="text" value="2,125,000"/> 円	<input type="text" value="2,000,000"/> 円

※ 組合員の年収は可処分所得(85%)を1/2します。認定対象者の収入は合算します。

	判定	組合員世帯	認定対象者等世帯
③ 世帯平均生計費	<input type="text" value="○"/>	<input type="text" value="1,562,500"/> 円	<input type="text" value="1,000,000"/> 円

※ 計算方法

組合員世帯

$((\text{組合員の年収} \times 85\%) + \text{認定対象者の年収}) / (\text{組合員} + \text{被扶養者数} + \text{認定対象者の数})$

認定対象者世帯

$\text{認定対象者等の年収} / \text{認定対象者等の数}$

*『判定』欄がすべて“○”の場合は、認定可能です。

所属所	〇〇〇	証番号	〇〇〇〇	氏名	共済 花子
-----	-----	-----	------	----	-------

【別居の場合】 父母などの認定申請または継続調査の際に使用してください。※赤枠に入力してください。

- ▼ 組合員の年間収入 A 前年の源泉徴収票の支払金額欄の額を入力 *給与年間収入の85%
 A 円 ⇒ 可処分所得 円
 B 前年の確定申告書から経費控除後の不動産、農業収入等を入力
 農業収入は経費控除後の額で50万円を上限とし、残額は農業従事者の収入に加算
 経費は共済組合が認めるものに限る
 B 円 円 【年間収入】

- ▼ 被扶養者数 ※ 現在、認定中の被扶養者数を入力(今回の認定申請者は含まない。)
 人

- ▼ 認定対象者等 ← 父母(祖父母)のうち父だけ認定は「1」、母だけ認定は「2」を入力してください。

※ 父母のいずれか1人を認定申請する場合でも、父母2人の収入額等をそれぞれ入力

- 父または祖父 年齢 歳 年収額 円
 *「0円」のときは「1円」を入力

- 障害年金の場合「1」、 ⇒ 認定基準額 円
 60歳以上で年金を受けていない場合「2」

- 母または祖母 年齢 歳 年収額 円
 *「0円」のときは「1円」を入力

- 障害年金の場合「1」、 ⇒ 認定基準額 円
 60歳以上で年金を受けていない場合「2」

円 仕送り必要額(月額)

- ① 認定限度額 判定 認定限度額 円 認定対象者等の収入 円

※ 父母2人の場合の認定限度額は、年齢に応じて割り落しがあります。

- ② 扶養能力の判定 判定 組合員の年収×1/2 円 認定対象者等の収入 円

※ 組合員の年収は可処分所得(85%)を1/2します。認定対象者の収入は合算します。

- ③ 仕送り額 仕送りの下限額 認定対象者等収入×1/2
 A 円 B 円

※ A、Bいずれか高い方を1/12した額を毎月、定期的に仕送りしている必要があります。

- ④ 世帯平均生計費 判定 組合員世帯 円 認定対象者等世帯 円

※ 計算方法

組合員世帯 ((組合員の年収×85%)－仕送り額)／(組合員＋被扶養者数)

認定対象者世帯 (認定対象者等の年収＋仕送り額)／認定対象者等の数

*『判定』欄がすべて“〇”で、かつ『仕送り必要額(月額)』欄の金額以上を仕送りしている場合は、認定可能です。